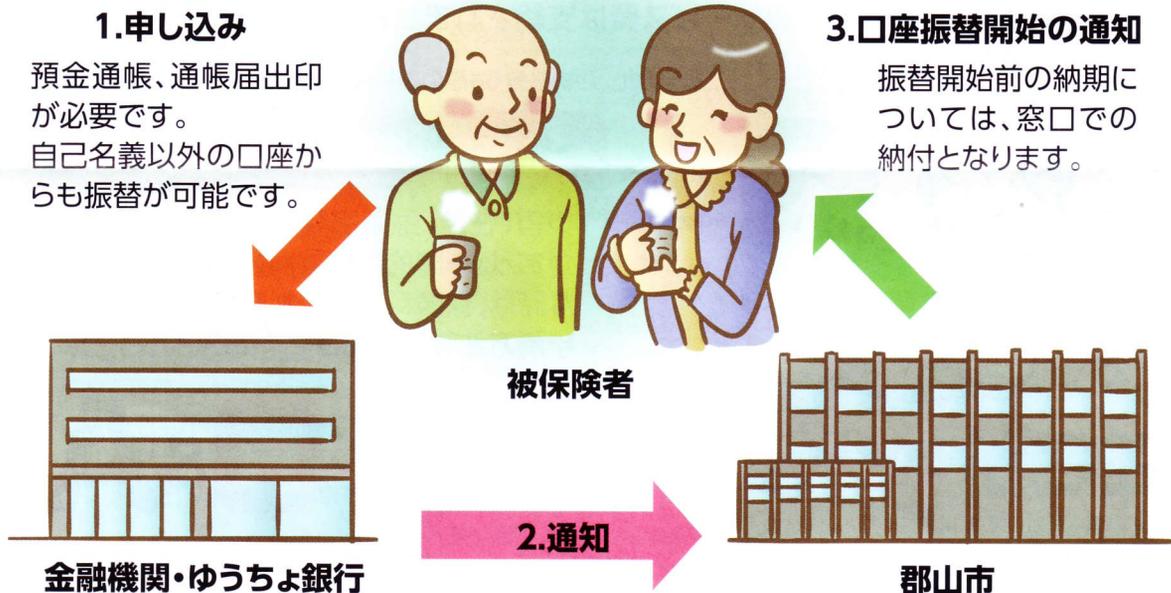


介護保険料(普通徴収)の納付は 口座振替をご利用ください!

金融機関まで行くのが大変な方、つい納期を忘れてしまうという方は、口座振替にすれば納め忘れがありません。郡山市指定の金融機関、またはゆうちょ銀行に預金口座をお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。

口座振替のしくみ



申し込み手続きは簡単です

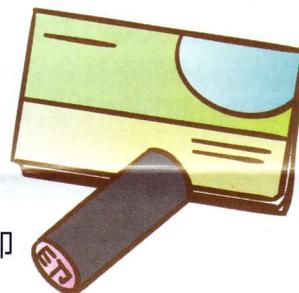
申し込み用紙(申請書)に必要事項を記入し、預貯金口座をお持ちの金融機関等の窓口へお申し込みください。

一度申し込みますと毎年継続されますので、口座の変更または廃止の場合も金融機関等への手続きが必要となります。

口座振替に 必要なもの

通帳

通帳使用印



口座振替の注意事項

- 申請から開始までに最大40日程かかりますので、後ほど送付される「口座振替開始通知書」で開始日等をよくご確認ください。また口座振替の対象月は7~3月までで、4~6月の随時期については口座振替できませんので、開始日以前の納期や随時期については、納付書等での納付となります。
- 介護保険料の納付方法は、普通徴収(口座振替や納付書等での納付)より特別徴収(年金からの天引き)が優先されます。そのため、口座振替を申請されましても、年金からの天引き分については、口座振替できませんので、あらかじめご了承ください。
- 口座振替は普通徴収分だけが対象ですので、年金からの天引き分との重複納付にはなりません。